

8 保育の停止

- 児童が病気やケガのために1か月以上やむを得ない事情で保育園を休む場合は、事前の申請により、1か月単位で保育を停止することができます。停止期間中の保育料は免除になります。
- 里帰り出産や旅行等、家庭の事情で休む場合には適用されず、これらの理由で保育園を長期間休む場合は、保育料がかかります。
- 申請した月の翌月から適用されます（月の第1開庁日の申請は、その月から適用されます）。
- 保育の停止期間は2か月以下です。2か月を超える場合は、退園となります（「7 保育園を長期間休むとき」参照）。
- 保育の停止期間中に通園を再開した場合は、その日で停止は解除され、通園を再開した月から保育料がかかります。
- 基本保育料が0円の場合、提出する必要はありませんが、区立保育園で月単位の延長保育を利用している場合は提出してください。

《必要な書類》

『通園停止申請書』

「児童の状況を証明する書類」…診断書のコピー等